

## 骨粗しょう症検診開始に向けた市町村支援事業企画提案公募要領

### 1 趣旨

本要領は、骨粗しょう症検診開始に向けた市町村支援事業の実施に係る業務委託者を選定するために実施する企画提案募集について必要な事項を定めるもの。

なお、本業務委託は県の令和7年度予算の成立を前提としており、予算成立状況によっては、業務委託を実施しないまたは一部変更して実施することがある。

### 2 公募内容

- (1) 委託者  
福岡県
- (2) 委託事業名  
骨粗しょう症検診開始に向けた市町村支援事業
- (3) 別添1「骨粗しょう症検診開始に向けた市町村支援事業の実施に係る業務仕様書(案)」  
のとおり
- (4) 委託期間  
委託契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (5) 委託金額  
3,500千円以内(消費税及び地方消費税を含む)  
※この金額は、予定価格ではなく、委託業務全体の規模を提示するものである。

### 3 応募資格

別添1の仕様書(案)に定める業務を全て行うことが可能である法人その他の団体であり、次の(1)～(6)のいずれの要件も満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)が規定する入札に参加できない者に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止措置要綱(平成14年2月22日13官達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (5) 県内に本部(本社)又は支部(営業所)等を有する者であること。
- (6) 委託事業を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人の権利を侵害することがないように管理・運営を行うことができる者であること。

### 4 スケジュール

令和7年6月25日(水)	質問票受付締切
6月27日(金)	質疑に対する回答
7月2日(水)	企画提案書締切
7月中旬頃	委託先決定
7月22日(火)以降	契約締結

### 5 応募方法

- (1) 質問の受付及び回答

本企画提案公募要領及び委託業務仕様書の内容等について質問がある場合には、別紙

「質問票」により下記のとおり提出するものとする。

- 提出期限 令和7年6月25日（水）
- 提出方法 電子メール（e-mail：kenkodukuri@pref.fukuoka.lg.jp）
- 回答  
質問者が分からないようにして福岡県ホームページに掲載する方法により行う。なお、質問者名については原則として掲載しない。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対して個別に回答する。
- 回答予定日 令和7年6月27日（金）

※なお、企画提案公募説明会については開催しない。

## （2）企画提案書類の提出

- 提出書類  
「（3）企画提案書類作成方法」に基づき、以下の①～④の書類を作成・提出する。
  - ①企画提案応募書（様式1）
  - ②法人等の業務履歴（様式2）
  - ③企画提案書（様式任意）※（3）の作成方法を参照。
  - ④添付書類
    - ア 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は規約等これに類する書類）
    - イ 登記簿謄本（原本、発行から3か月以内のもの、なお、法人格を有していない場合は名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）
    - ウ 決算書等の経営の内容が分かる書類（令和5年度以降のもの）
    - エ 応募者の業務概要が分かる書類（パンフレット等）
- 提出期限  
令和7年7月2日（金）17時まで（必着）
- 提出場所（問合せ先）  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7  
福岡県保健医療介護部健康増進課健康づくり第二係  
TEL 092-643-3598  
FAX 092-643-3271
- 提出方法  
上記提出場所に持参、郵送（簡易書留等送付履歴が分かる方法）又は宅配便で提出  
※封筒の表に「企画提案応募書在中」と朱書きすること
- 提出部数  
6部（正本1部、副本5部）
  - ※企画提案応募書（様式1）は、正本にのみ添付すること
  - ※副本の添付書類は全て写しで構わない（登記簿謄本を含む）

## （3）企画提案書作成方法

（2）の「提出書類」のうち、③企画提案書（任意様式）については、別添1「骨粗

しょう症検診開始に向けた市町村支援事業の実施に係る業務仕様書（案）」を確認の上、下記の項目に従って作成すること。

- ア 企画のコンセプト
- イ 事業実施計画
  - ・委託業務の全体フロー（現状把握や課題分析の方法、市町村支援の手順・方法等を具体的に記述すること）
- ウ 事業の実施体制、運営管理方法
  - ・事業実施に係る企画立案体制、運営管理体制
  - ・事業を実施する者の職種、氏名、経歴、実績等
- エ 委託事業を適切に実施するために必要な実績
  - ・当事業類似の事業等を企画・実施した実績（具体的に記述）
- オ 事業者の概要に関する資料
  - ・今回の企画提案にあたり、共同提案事業者等があれば併せて記載

## 6 企画提案書類の審査

### (1) 審査方法

県が別に定める委員により組織された骨粗しょう症検診開始に向けた市町村支援事業委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、別紙「評価基準表」に基づき審査を行い、点数が最も高い者を委託先に選定する。なお、審査にあたり、ヒアリングを実施する場合がある。

### (2) 企画提案者が1者又はいない場合の取扱い

企画提案者が1者の場合であっても、選定委員会において審査を行い、委託先として選定するか否かを決定する。また、企画提案者がいない場合は、事業内容等を見直し、再度公募を行う。

### (3) 評価が同点の場合の取扱い

企画提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会においていずれの者を委託先とするかを決定する。

### (4) 審査結果の通知

審査結果については、令和7年7月中旬頃を目途に文書で通知する。

## 7 委託先選定後の手続き

### (1) 契約の締結

県は、委託先と具体的な委託内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。

なお、協議は委託先として選定された者から行うが、合意に達しない場合は、審査による評価点数が次順位の者と協議を行うものとする。

### (2) 見積書の提出依頼

選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、委託先に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、県と委託先において協議を行うものとする。

(3) 契約保証金について

契約にあたっては、福岡県財務規則第 169 条第 1 項の規定に基づき契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として契約締結までに県に納めること。

なお、県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や過去 2 年間の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これをすべて誠実に履行した場合等、契約保証金が減免される場合がある。

(4) 委託料

事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費等）を含むものとする。ただし、委託先による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品の購入など資産取得となる経費は対象外とする。

(5) 誓約書の提出

契約にあたっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

※契約締結後に委託先が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

## 8 その他

- ・ 企画提案書類の作成・提出に要する経費は、提案者の負担とする。
- ・ 提出された企画提案書類は返却しない。
- ・ 提出後の企画提案書類の訂正、追加及び再提出は認めない。企画提案書類の提出後に辞退する場合は、その旨速やかに連絡するとともに「提案参加辞退届（様式 3）」を提出すること。